

相談支援の質の向上や提供体制を整備するための方策

①基本報酬等の充実（算定要件の見直しと単位数の引き上げ）

- 支援の質の高い相談支援事業所の整備を推進するため、算定要件を追加(※)した上で、**基本報酬を引き上げ**
 ※「協議会への定期的な参画」及び「基幹相談支援センターが行う地域の相談支援体制の強化の取組への参画」を要件に追加

報酬区分	常勤専従の 相談支援専門員数	サービス利用支援費 ※	
		現行	報酬引き上げ
機能強化 (I)	4名以上	1,864単位	2,014単位
機能強化 (II)	3名以上	1,764単位	1,914単位
機能強化 (III)	2名以上	1,672単位	1,822単位
機能強化 (IV)	1名以上	1,622単位	1,672単位
機能強化なし		1,522単位	1,572単位

- ※1 継続サービス利用支援費、(継続)障害児支援利用援助費も同様に引き上げ
- ※2 複数事業所の協働による機能強化型報酬の対象事業所の追加
 「地域生活支援拠点等を構成する事業所」に加えて、「地域生活支援拠点等に係る関係機関との連携体制を確保し、協議会に定期的に参画する事業所」を追加

- 主任相談支援専門員加算
 地域の相談支援の中核的な役割を担う相談支援事業所であって、地域の相談支援事業所に助言指導を行う場合に更に評価。

現行	改正後
100単位	(新) 300単位 (中核的な役割を担う相談支援事業所の場合) 100単位 (上記以外)

- 地域体制強化共同支援加算(支援困難事例等の課題の協議会への報告)
 算定対象事業所を追加(※2と同じ)

③相談支援人材の確保及びICTの活用について

- 市町村毎のセルフプラン率等について国が公表し見える化した上で、今後、自治体の障害福祉計画に基づく相談支援専門員の計画的な養成等を促す方策を講じる。
- 機能強化型事業所で主任相談支援専門員の指導助言を受ける体制が確保されている場合、常勤専従の社会福祉士・精神保健福祉士を「相談支援員」として配置可。
- 居宅訪問が要件の加算について、一部オンラインでの面接を可能とする。
- 離島等の地域において(継続)サービス利用支援の一部オンラインでの面接を可能とするとともに、居宅や事業所等の訪問を要件とする加算を上乗せ等を認める。35

②医療等の多機関連携のための加算の拡充等

- 医療等の多機関連携のための各種加算について、加算の対象となる場面や業務連携対象の追加(訪問看護事業所)、算定回数などの評価の見直しを行う。

面談・会議

・医療機関、保育、教育機関等との面談・会議



通院同行

・利用者の通院に同行し、必要な情報提供を実施



情報提供

・関係機関に対して文書により情報提供を実施



加算名	算定場面	現行	改正後
医療・保育・教育機関等連携加算	面談・会議	100単位	計画作成月：200単位 モニタリング月：300単位
	(新) 通院同行	—	300単位
	(新) 情報提供	—	150単位
集中支援加算	訪問、会議開催、参加	各300単位	同左
	(新) 通院同行	—	300単位
	(新) 情報提供	—	150単位
その他加算	訪問	200・300単位	300単位
	情報提供	100単位	150単位

※通院同行は各病院1回最大3回、情報提供は病院・それ以外で各1回算定可

- 要医療児者支援体制加算等
 医療的ケアを必要とする障害児者等を支援する事業所を更に評価。

加算名	現行	改正後
要医療児者支援体制加算	35単位	対象者あり：60単位 対象者なし：30単位
行動障害支援体制加算		
精神障害者支援体制加算		
(新) 高次脳機能障害者支援体制加算	—	

- 支給決定に際して市町村に提出された医師意見書について、本人の同意を得た上で、相談支援事業所がサービス等利用計画案の作成に活用できる旨周知。

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL. 1
(令和6年3月29日)

【 目 次 】

1. 障害福祉サービス等における共通的事項	1
(1) 加算等の届出	1
(2) 障害福祉サービス等における横断的事項	1
2. 訪問系サービス	11
(1) 居宅介護	11
(2) 重度訪問介護	12
3. 日中活動系サービス・療養介護	12
(1) 生活介護	12
4. 施設系・居住支援系サービス	14
(1) 共同生活援助	14
5. 訓練系サービス	18
(1) 自立訓練（機能訓練）	18
6. 就労系サービス	19
(1) 就労系サービスにおける共通事項	19
(2) 就労継続支援A型	23
(3) 就労継続支援B型	23
(3) 就労定着支援	24
7. 相談系サービス	25
(1) 相談系サービスにおける共通事項	25
8. 一部訂正及び削除するQ&A	35
(1) 一部訂正するQ&A	35
(2) 削除するQ&A	35

7. 相談系サービス

(1) 相談系サービスにおける共通的事項

(モニタリング期間)

問 60 モニタリング期間の設定についての考え方如何。

(答)

モニタリング期間については、障害者等の心身の状況、環境、生活課題、援助方針、サービスの種類・内容・量などを勘案して定める必要がある（施行規則第6条の16）。

具体的には、指定特定相談支援事業者が、サービス等利用計画案において、個々のサービスの効果・必要性を判断すべき時期を設定した上でモニタリング期間の提案をしたものを踏まえ、市町村が設定する（施行規則第6条の16）。

一般的には、状態が不安定であること等により利用者との面接等や障害福祉サービス事業者等との連絡調整等を頻回に行わなければならない場合等はモニタリング期間が短くなることが想定され、逆に、状態が安定している場合等はモニタリング期間が標準期間の通りとなることが想定される。

例えば、本人の特性、生活環境、家庭環境等により、以下のような状態像にある利用者の場合、頻回なモニタリングを行うことで、より効果的に支援の質を高めることにつながると考えられるため、標準よりも短い期間で設定することが望ましい。

(具体例)

- ・心身の状況や生活習慣等を改善するための集中的な支援の提供後、引き続き一定の支援が必要である者
- ・利用する指定障害福祉サービス事業所の頻繁な変更やそのおそれのある者
- ・その他障害福祉サービス等を安定的に利用することに課題のある者
- ・障害福祉サービス事業者等と医療機関等との連携が必要な者
- ・複数の障害福祉サービス事業所等を利用している者
- ・家族や地域住民等との関係が不安定な者
- ・学齢期の長期休暇等により、心身の状態が変化するおそれのある児
- ・就学前の児童の状態や支援方法に関して、不安の軽減・解消を図る必要のある児
- ・進学や就労をはじめとしたライフステージの移行期にある児や、複数の事業所を利用する等により発達支援や家族支援に係る連絡調整等が頻回に必要な児
- ・重度の障害を有する等により、意思決定支援のために頻回な関わりが必要となる者
- ・障害者支援施設又はグループホームを利用している者で、地域移行や一人暮

らし等に係る意思が明確化する前の段階にあって、居住の場の選択について丁寧な意思決定支援を行う必要がある者

また、下記に掲げる者は、上記の状況に該当するケースが多いと考えられるため、モニタリング期間の設定に当たっては、特に留意して検討すること。

- ・ 単身者（単身生活を開始した者、開始しようとする者）
- ・ 複合的な課題を抱えた世帯に属する者
- ・ 医療観察法対象者
- ・ 犯罪をした者等（矯正施設退所者、起訴猶予又は執行猶予となった者等）
- ・ 医療的ケア児
- ・ 強度行動障害児者
- ・ 被虐待者又は、その恐れのある者（養護者の障害理解の不足、介護疲れが見られる、養護者自身が支援を要する者、キーパーソンの不在や体調不良、死亡等の変化等）

（機能強化型基本報酬算定の要件）

問 61 機能強化型基本報酬Ⅰ～Ⅲの要件の一部で、「協議会に構成員として定期的に参画し、他の構成員である関係機関等との連携の緊密化を図るために必要な取組を実施していること」とあるが、具体的な内容はどのようなものか。

（答）

参画先については、市町村協議会への参画が基本であるが、市町村協議会内のどの会議等に参画するかについては問わない。専門部会や協議会の運営会議等も含まれるほか、相談支援事業所の連絡会等が個別事例の報告等、地域づくりに向けた検討を行う場として協議会に位置づけられている場合も同様である。（地域体制強化共同支援加算においても同様。）

また、定期的であるとは、やむを得ない理由がある場合を除き、参画している会議等の開催時において原則として出席することをいう。なお、会議等の開催頻度や年間の開催回数は地域の実情に応じた適切な実施計画を立案して実施するものであるが、個別事例の検討を通じて地域課題の検討を行う取組については、月に1回程度は実施することが望ましい。

（機能強化型基本報酬算定の要件②）

問 62 基幹相談支援センターが協議会に位置づけた場として事例検討会を定期的に開催している場合、この場への参画をもって、「基幹相談支援センター等が実施する事例検討会等に参加していること」「協議会に定期的に参画し、関係機関等の連携緊密化を図るために必要な取組を実施

していること」「基幹相談支援センターが行う地域の相談支援体制の取組に参画していること」の要件を満たしたことでできるか。

(答)

市町村及び基幹相談支援センターが設問のとおり運用している場合には可能である。

ただし、各要件はより幅の広い取組を行うことも想定されるため、協議会等において関係者間で十分に協議を行うことが望ましい。また、市町村や基幹相談支援センターから更なる取組への協力を求められた場合には積極的に応ずる必要がある。

(機能強化型基本報酬算定に係る兼務の範囲)

問 63 機能強化型基本報酬及び主任相談支援専門員配置加算では、原則として常勤専従が求められているところ、常勤専従が求められている相談支援専門員又は主任相談支援専門員について、管理者を兼務することは可能か。

(答)

当該指定特定（障害児）相談支援事業所及び同一敷地内にある指定一般相談支援事業及び指定自立生活援助の事業所における管理者を兼務することは差し支えない。

もっとも、主任相談支援専門員配置加算については、主任相談支援専門員による地域の相談支援事業所の従事者に対する助言指導を実施することが要件とされていることを踏まえ、上記管理者の兼務については、主任相談支援専門員としての上記助言指導の実施に支障が生じないと認められる場合に限ることとする。

(主任相談支援専門員配置加算（Ⅰ）の対象事業所)

問 64 主任相談支援専門員配置加算（Ⅰ）の対象事業所として、基幹相談支援センターの委託を受けている、児童発達支援センターに併設される又は地域の相談支援の中核を担う機関として市町村長が認める指定特定（障害児）相談支援事業所としているが、地域の相談支援の中核を担う機関については、具体的にはどのような事業所を対象とすべきか。

(答)

基幹相談支援センターに準ずる相談支援事業所として、地域において中心的に基幹相談支援センターの中核的な業務である以下の業務を担っている相談支援事業所を想定しており、具体的には当該事業所に配置される主任相談支援専門員が、以下に掲げる基幹相談支援センターの取組に明確な役割をもって協力している或いは基幹相談支援センターが未設置の地域において、基幹相談支

援センターが設置されるまでの間、下記の取組を市町村と共に主体的に実施することが必要である。

(参考) 地域生活支援事業通知の別紙 1 地域生活支援事業実施要綱別記 1-3 相談支援事業実施要領の 3 の(1)のイ

(イ) 基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化の取組

(ウ) 基幹相談支援センターによる自治体と協働した協議会の運営等による地域づくりの取組

(主任相談支援専門員配置加算 (I) の算定手続)

問 65 主任相談支援専門員加算 (I) を算定する場合、市町村長から地域の相談支援の中核を担う機関として認められる必要があるが、そのために指定特定 (障害児) 相談支援事業所はどのような手続が必要か。

(答)

当該加算を算定する体制届を受理することをもって、市町村長が認めたものとするが、市町村が認めるにあたり、協議会の相談支援部会等の意見を聴取することが望ましく、複数市町村が共同で相談支援体制を構築している場合には、その構成市町村の意見も聴取することが望ましい。

なお、基幹相談支援センターの運営の委託を受けている又は児童発達支援センターと一体的に運営されている指定特定 (障害児) 相談支援事業所である場合、当該事実をもって要件を満たしているものとする。よって、当該加算を算定する体制届を提出することのみで足りるものであり、市町村から改めて認められることは要しない。

(居宅介護支援事業所等連携加算の算定方法)

問 66 居宅介護支援事業所等連携加算の算定方法について、具体的な取扱いはどのようなものか。

(答)

①障害福祉サービス等の支給決定期間中については、当該加算を算定できる

(1)～(6)に定める場合毎に、当該期間中に2回まで算定できるものである。

例：1月<(1)>、2月<(1), (2)>、3月<(2)>、4月<(1), (3)>

→(1)：2回、(2)：2回、(3)：1回算定可 (4月の(1)のみ上限到達のため算定不可)

②障害福祉サービス等の支給決定期間後の6月間は、当該加算を算定できる

(1)～(6)に定める場合毎に、1月あたり各1回まで算定できるものである。

例：1月<(1), (3)>、2月<(1), (2)>、3月<(2)>、4月<(1), (2), (3)>

→(1)：3回、(2)：3回、(3)：2回算定可

※保育・教育等移行支援加算についても同様

(福祉サービス等提供機関の対象)

問 67 医療・保育・教育機関等連携加算について、福祉サービス等提供機関の職員との面談・会議については、どのような機関であっても対象と認められるか。

(答)

原則として、サービス等利用計画に位置付けられている福祉サービス等の提供機関に限ることとするが、サービス等利用計画に新たに福祉サービス等を位置付ける予定である場合、急遽利用者等に状況の変化が生じた場合であって、福祉サービス等提供機関の職員との面談・会議を行う必要が生じた場合は、対象として差し支えない。

なお、「福祉サービス等提供機関」とは障害福祉サービス等を含むものであるが、本加算の算定に当たっては障害福祉サービス等事業所以外との連携に限るものであるので留意されたい。

(医療・保育・教育機関等連携加算の算定要件)

問 68 医療・保育・教育機関等連携加算（福祉サービス等提供機関の職員との面談・会議）について、サービス担当者会議を開催し、障害福祉サービス等事業所以外の福祉サービス等提供機関の職員が出席した上で必要な情報の提供を受けた場合に算定可能か。

(答)

サービス担当者会議に際して障害福祉サービス等事業所以外の福祉サービス等提供機関の職員から情報提供を受ける場合も本加算の算定は可能である。ただし、情報提供を受ける方法は当該職員が会議への出席（オンラインを含む）により行われた場合に限られる。

(「精神障害者」の範囲)

問 69 精神障害支援体制加算（Ⅰ）において、対象者としている「精神障害者」の範囲についてはどのようにになっているか。

(答)

同加算において、対象者は法第4条第1項に規定する精神障害者としている。

なお、発達障害を有する者はこれに含まれ、精神障害を伴わない知的障害を有する者はこれに含まれない。

(対象者の確認方法)

問 70 精神障害支援体制加算、高次脳機能障害支援体制加算（Ⅰ）の対象者について、どのように確認するのか。

(答)

原則として医師の診断を文書で確認することとし、診断書、診療情報提供書等によるものとする(精神障害者の場合は精神保健福祉手帳、自立支援医療(精神通院医療)の受給者証も可)が、医師の診断が明確に確認できる看護サマリー、リハビリテーション計画等の文書により確認することとしてもよい。

(精神障害支援体制加算等の算定)

問 71 行動障害者支援体制加算 (I)、精神障害支援体制加算 (I)、高次脳機能障害支援体制加算 (I) の算定にあたって、複数の加算の要件である研修修了者が同一人物の場合であって、当該者により複数の加算の算定要件に該当する利用者 1 名を支援することをもって、行動障害者支援体制加算 (I)、精神障害支援体制加算、高次脳機能障害支援体制加算 (I) を複数算定することができるか。

(答)

研修修了者と対象者となる利用者がそれぞれ 1 名のみである場合、複数の加算を算定することはできず、行動障害者支援体制加算 (I)、精神障害支援体制加算、高次脳機能障害支援体制加算 (I) のいずれか一つの加算を選択して算定することとなる。

なお、上記で算定しなかった加算については、(II) の区分で算定することができるため、申し添える。

(各種体制加算の算定対象)

問 72 行動障害者支援体制加算・要医療児者支援体制加算・精神障害者支援体制加算・高次脳機能障害支援体制加算 (I) の算定対象は、各加算で対象者と規定する利用者のみか。

また、研修修了者が計画(障害児)相談支援を行った利用者のみ (I) の区分で算定可能か。

(答)

各種支援体制加算 (I) の要件を満たす場合、全ての利用者の基本報酬について加算されるものである。

また、要件を満たすためには、研修修了者が各種支援体制加算で対象者と規定する利用者に対して支援を行う必要がある。

(各種体制加算の算定要件支援内容)

問 73 行動障害者支援体制加算・要医療児者支援体制加算・精神障害者支

援体制加算・高次脳機能障害支援体制加算（Ⅰ）については、研修修了者が現に計画（障害児）相談支援を行っていることが要件とされているが、計画（障害児）相談支援を行っていることは、具体的にどのような支援が行われていることを要するか。

（答）

原則として、研修修了者がサービス利用支援又はモニタリングを行っていることを要する。

なお、研修修了者が他の相談支援専門員と共同で利用者を担当している等により、サービス利用支援又はモニタリングの業務の一部を担当している場合であっても、その他の相談支援専門員に対する指導・助言等の体制が確保されている場合については、研修修了者が計画（障害児）相談支援を行っていることと扱って差し支えない。

（地域生活支援拠点等相談強化加算の算定方法）

問 74 地域生活支援拠点等相談強化加算について、1月に4回を限度して加算するものとされているが、算定回数の考え方はどのようなものか。

（答）

当該加算については、緊急の事態への対処を評価するものであるため、同一の緊急事態において複数の指定短期入所事業者と連絡・調整を行った場合については、当該加算を1回のみ算定するものである。

（地域体制強化共同支援加算の算定方法）

問 75 地域体制強化共同支援加算について、協議会に報告する事例については、どのような考えにより選定すべきか。

また、同一の世帯に複数の利用者がある場合、加算の算定回数についてはどのようになるか。

（答）

当該加算で協議会等へ報告する事例として想定しているものとしては、利用者の支援に当たって地域における課題があるものであって、当該課題の解決に当たって、広く関係者間で検討等を行う必要があるものであるため、事例の選定にあたってはその点に留意すること。なお、例えば、同一の世帯に複数の利用者がある場合であって、それぞれ抱える課題が同一の地域課題によるものと考えられる場合については、当該加算を1回のみ算定するものとする。

（遠隔地訪問加算の算定方法）

問 76 遠隔地訪問加算の具体的な算定方法について示されたい。

(答)

遠隔地訪問加算については、居宅等への訪問を要する加算に上乗せして評価することを趣旨とするものであるため、対象となる加算と同じ月の請求分として算定すること。

なお、障害福祉サービス等の支給決定期間後に居宅介護事業所等連携加算を算定する場合、同加算の取扱いと同様、当該加算についても、障害福祉サービス等の支給決定期間の終期月の請求分として算定することとする。この場合、令和6年4月より前に障害福祉サービス等の支給決定期間が終了しており、令和6年4月以降に訪問した場合、国保システム上、令和6年4月より前の請求分として算定することができないため、市町村に対する直接請求により対応されたい。

(例)

令和6年2月 支給決定期間終了月
3月 居宅訪問
4月 支援なし
5月 居宅訪問
6月 居宅訪問

→3・5・6月の3回、居宅介護事業所等連携加算の算定が可能であるが、遠隔地訪問加算は令和6年4月に創設されたものであることから、5・6月の2回算定可能。(令和6年4月以降の請求分として、市町村に対して直接請求すること)

(遠隔地訪問加算の算定要件①)

問 77 通常の訪問方法として航空機を利用する場合であって、要する片道の時間が概ね1時間に満たない(例:40分)場合、遠隔地訪問加算は算定できるか。

(答)

搭乗前後に要する時間も所要時間に含めた上で1時間に満たない場合であっても、航空機の利用を要する場合は、一定の距離があるものとし、算定可能である。

(設問の状況においては、計画作成・モニタリングの一部におけるテレビ電話装置等の活用の要件である「相談支援事業所から一定の距離があること」も同様に満たすものとする。)

(遠隔地訪問加算の算定要件②)

問 78 訪問に要する片道の時間は概ね1時間に満たない(例:40分)が、

公共交通機関の運行本数が少なく、通常訪問に 1 時間以上を要する場合、遠隔地訪問加算は算定できるか。

(答)

待機時間は所要時間を含めることとし、算定可能である。

(設問の状況においては、テレビ電話装置等の活用の要件である「相談支援事業所から一定の距離があること」も同様に満たすものとする。)

(相談支援員の業務による加算の算定)

問 79 相談支援員が各種加算に係る所定の業務を行った場合、各種加算を算定することは可能か。

(答)

原則として算定可能である。

もっとも、サービス利用支援の実施に付随するもの、指定基準上相談支援員が行うことが認められていない業務が要件となっているもの、告示上相談支援専門員のみが規定されている以下加算については、相談支援員による支援のみでは算定不可である。

- ・初回加算
- ・集中支援加算のうち、会議の開催
- ・サービス担当者会議実施加算

また、行動障害支援体制加算、要医療児者支援体制加算、精神障害者支援体制加算、高次脳機能障害者支援体制加算等の質の高い相談支援体制を評価する加算については、相談支援専門員が研修修了することが必要であり、研修を修了した常勤の相談支援員をもって加算を算定することはできない。

(サービス担当者会議、個別支援会議への本人参加)

問 80 サービス担当者会議、個別支援会議については、原則として利用者等が同席した上で行わなければならないものであるが、本人参加ができないやむを得ない場合については、具体的にどのようなものが考えられるか。

(答)

当該会議への本人参加を求める趣旨としては、本人の支援を検討するにあたっては、本人が希望する生活及びサービスに対する意向等を改めて確認することが重要であるためであり、仮に本人による発言が困難な状態である場合であっても、本人の状態を直接確認することで、意思と選好の推定を行うべきものである。

そのため、本人の参加ができないやむを得ない場合については、本人の病状が悪化しており、面会謝絶の状態にある、本人の参加を求めることで、本人の

状態が悪化することが見込まれる等、限定的な場合を想定している。

(個別支援会議の開催方法)

問 81 個別支援会議の開催について、サービス管理責任者及び本人が参加する会議と、サービス管理責任者及び事業所職員が参加する会議を別々に行うという運用は認められるか。

(答)

本人を含めた各関係者が参加する個別支援会議を行った上で、追加的にサービス管理責任者及び事業所職員が参加する会議を行うことは可能である。

(個別支援計画の作成・共有)

問 82

- ① サービス利用開始当初の個別支援計画の作成については、どのようなタイミングで行われるべきか。
- ② 個別支援計画については、利用者等及び指定計画（障害児）相談支援事業所に交付することとされているが、どのようなタイミングで行われるべきか。
- ③ 利用者がセルフプランの場合、個別支援計画の共有については、どのように対応すべきか。

(答)

- ① 障害福祉サービス等は個別支援計画に基づいてサービスを提供する必要があり、契約締結後、遅滞なく個別支援計画を作成する必要がある。また、サービス提供場面等でのアセスメントを基にする必要があることから、当初の個別支援計画は契約締結後1ヵ月以内に作成することを基本とする。
- ② 個別支援計画を作成、見直し（見直しの結果、変更がない場合も含む。）した後、速やかに利用者等及び相談支援事業所に交付すべきである。
- ③ セルフプランで、利用者に担当の相談支援事業所がない場合は、相談支援事業所に個別支援計画を交付しないことをもって指定基準に違反するものではない。

(意思決定の支援の定義)

問 83 指定基準において、「自己決定の尊重」と「意思決定の支援の配慮」とそれぞれ規定されているが、これはそれぞれどのように違うのか。

(答)

利用者本人が自己決定ができる場合は、その決定を尊重することが支援の原則である。

一方、自ら意思を決定することに困難を抱える利用者については、「障害福祉

サービスの利用等にあたっての意思決定支援ガイドライン」を踏まえて、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮することとしている。

(新規事業所の虐待防止措置未実施減算)

問 84 虐待防止措置未実施減算について、新規に指定を受ける事業所については、当該減算を受けないためには、指定後いつまでに虐待防止措置を講ずることが求められるか。

(答)

担当者の配置については、指定と同時に行う必要がある。

一方、虐待防止委員会の開催及び従業員への研修の実施については、指定後速やかに実施することが求められる。

8. 一部訂正及び削除するQ&A

(1) 一部訂正するQ&A

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定に伴い、以下のQ&Aについては、一部訂正する。

(平成26年度障害福祉サービス等制度改正に関するQ&A (平成26年4月9日事務連絡) ②日中支援加算 問29は以下のとおり訂正する。)

問29

日中支援加算(Ⅱ)について、土日等、日中活動がない日は全て~~(3日目以降)~~算定してよいか。

心身の状況等により、障害福祉サービス等を利用する予定であったが、利用できなくなった日に限り算定することができる。

(平26.4.9 平成26年度障害福祉サービス報酬改定に係るQ&A (抄) 問29・一部改正)

(平21.3.12 平成21年度障害福祉サービス報酬改定に係るQ&A VOL.1 問15-10・一部改正)

(平成30年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL.1

(平成30年3月30日事務連絡) (2) 自立生活援助 問66は以下のとおり訂正する。)

問66 定期的な居宅訪問

定期的な居宅訪問については、月に2回以上利用者の居宅を訪問すればよいか。